



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年6月17日火曜日 第619号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 落札者等の告示.....（行政経営課総務事務管理室）… 470
- くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更.....（水産課）… 470
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）… 470
- 土砂災害警戒区域の指定.....（ ）… 471
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（ ）… 471
- 土砂災害警戒区域の指定の解除.....（ ）… 471
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除.....（ ）… 471
- 委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更.....（建築住宅課）… 472
- 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）… 472
- 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....（ ）… 472
- 開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）… 472

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第609号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る特定役務の名称及び数量                           | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                     | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所                         | 落札金額        | 契約の相手方を決定した手続     | 入札公告日     |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------|------------------------------------|-------------|-------------------|-----------|
| 愛媛県総務系事務の処理に係る労働者派遣業務委託（令和7年6月から令和8年3月分）一式 | 愛媛県総務部総務管理局行政経営課総務事務管理室<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和7年5月27日 | 株式会社パソナ パソナ・松山<br>愛媛県松山市一番町4丁目1番地1 | 57,986,875円 | 総 合 評 価<br>一般競争入札 | 令和7年3月21日 |

### ○愛媛県告示第610号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（令和7年3月愛媛県告示第236号）を次のとおり変更した。

令和7年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 知事管理区分          | 知事管理漁獲可能量 |        |
|-----------------|-----------|--------|
|                 | 変更前       | 変更後    |
| 愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業 | 16.3トン    | 17.3トン |

### ○愛媛県告示第611号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所におい

て縦覧に供する。

令和7年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

皆江地区（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（令和3年7月愛媛県告示第909号）皆江の項で指定した標柱1号と次に掲げる座標の土地に存ずる標柱14号から標柱21号を順次結んだ線及び標柱21号と標柱3号を結んだ線及び標柱3号から標柱1号を順次結んだ線に囲まれた区域

| 座 標                              | 標 柱 |
|----------------------------------|-----|
| 北緯33度20分55秒3562、東経132度24分43秒4721 | 1号  |
| 北緯33度20分55秒0542、東経132度24分43秒4314 | 14号 |
| 北緯33度20分55秒7593、東経132度24分40秒4737 | 15号 |
| 北緯33度20分56秒1106、東経132度24分39秒8367 | 16号 |
| 北緯33度20分56秒4317、東経132度24分39秒9745 | 17号 |
| 北緯33度20分57秒6304、東経132度24分40秒8998 | 18号 |
| 北緯33度20分57秒2328、東経132度24分41秒9811 | 19号 |
| 北緯33度20分57秒2028、東経132度24分43秒3752 | 20号 |

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 北緯33度20分56秒1185、東経132度24分43秒1678 | 21号 |
| 北緯33度20分55秒0620、東経132度24分44秒3309 | 3号  |
| 北緯33度20分55秒2810、東経132度24分43秒6917 | 2号  |

## ○愛媛県告示第612号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和7年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 土砂災害警戒区域      |                    |                     |
|---------------|--------------------|---------------------|
| 名 称           | 指定の区域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 垣内北504－1156－1 | 南宇和郡愛南町満倉（次の図のとおり） | 土石流                 |
| 福浦505－1202    | 南宇和郡愛南町福浦（次の図のとおり） | 土石流                 |

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、愛南土木事務所及び愛南町に備えて一般の縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第613号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和7年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 土砂災害警戒区域      |                      |                     | 土砂災害特別警戒区域    |                      |                     |                        |
|---------------|----------------------|---------------------|---------------|----------------------|---------------------|------------------------|
| 名 称           | 指定の区域                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 名 称           | 指定の区域                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 馬場502－1092    | 南宇和郡愛南町御荘平城（次の図のとおり） | 土石流                 | 馬場502－1092    | 南宇和郡愛南町御荘平城（次の図のとおり） | 土石流                 | 次の図のとおり                |
| 広浦川505－1187   | 南宇和郡愛南町久家（次の図のとおり）   | 土石流                 | 広浦川505－1187   | 南宇和郡愛南町久家（次の図のとおり）   | 土石流                 | 次の図のとおり                |
| 清水川505－1188－1 | 南宇和郡愛南町久家（次の図のとおり）   | 土石流                 | 清水川505－1188－1 | 南宇和郡愛南町久家（次の図のとおり）   | 土石流                 | 次の図のとおり                |
| 家前川505－1201   | 南宇和郡愛南町福浦（次の図のとおり）   | 土石流                 | 家前川505－1201   | 南宇和郡愛南町福浦（次の図のとおり）   | 土石流                 | 次の図のとおり                |

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、愛南土木事務所及び愛南町に備えて一般の縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第614号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和7年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 土砂災害警戒区域      |                    |                     |
|---------------|--------------------|---------------------|
| 名 称           | 指定の区域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
| 垣内北504－1156－1 | 南宇和郡愛南町満倉（次の図のとおり） | 土石流                 |
| 福浦505－1202    | 南宇和郡愛南町福浦（次の図のとおり） | 土石流                 |

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、愛南土木事務所及び愛南町に備えて一般の縦覧に供する。）

## ○愛媛県告示第615号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第8項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年6月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 土砂災害警戒区域      |                      |                     | 土砂災害特別警戒区域    |                      |                     |                        |
|---------------|----------------------|---------------------|---------------|----------------------|---------------------|------------------------|
| 名 称           | 指定の区域                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 名 称           | 指定の区域                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
| 馬場502－1092    | 南宇和郡愛南町御荘平城（次の図のとおり） | 土石流                 | 馬場502－1092    | 南宇和郡愛南町御荘平城（次の図のとおり） | 土石流                 | 次の図のとおり                |
| 広浦川505－1187   | 南宇和郡愛南町久家（次の図のとおり）   | 土石流                 | 広浦川505－1187   | 南宇和郡愛南町久家（次の図のとおり）   | 土石流                 | 次の図のとおり                |
| 清水川505－1188－1 | 南宇和郡愛南町久家（次の図のとおり）   | 土石流                 | 清水川505－1188－1 | 南宇和郡愛南町久家（次の図のとおり）   | 土石流                 | 次の図のとおり                |
| 家前川505－1201   | 南宇和郡愛南町福浦（次の図のとおり）   | 土石流                 | 家前川505－1201   | 南宇和郡愛南町福浦（次の図のとおり）   | 土石流                 | 次の図のとおり                |

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、愛南土木事務所及び愛南町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第616号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

令和7年6月17日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 名称及び住所  
一般財団法人日本建築総合試験所  
大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
- 2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
(1) 変更前  
大阪事務所 大阪市中央区内本町二丁目4番7号  
(2) 変更後  
大阪事務所 大阪市中央区内本町二丁目4番7号  
東京事務所 東京都港区西新橋一丁目5番8号
- 3 変更年月日  
令和7年7月1日

○愛媛県告示第617号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定によ

り、松山市新浜土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年6月17日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

○愛媛県告示第618号

東温市北吉井土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和7年6月17日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
(1) 東温市北吉井土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し  
(2) 東温市北吉井土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間  
令和7年6月18日から令和7年7月15日まで
- 3 縦覧場所  
東温市役所本庁

○愛媛県告示第619号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年6月17日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

| 検査済証の番号<br>及び交付年月日     | 工事を完了した開発区域又は<br>工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                 |
|------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 7中局建（開）第8号<br>令和7年6月6日 | 伊予郡松前町大字昌農内字中田602番1           | 松山市土居田町719番地<br>まことハイツ308号<br>土井 翔 吾 |

○愛媛県告示第620号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年6月17日

愛媛県中予地方局長 高岡 晃 仁

| 検査済証の番号<br>及び交付年月日     | 工事を完了した開発区域又は<br>工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                     |
|------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|
| 7中局建（開）第9号<br>令和7年6月6日 | 伊予市上三谷字桜井甲815番                | 伊予市下吾川1275番地3<br>ビルゴ・ブラシード201号<br>長岡 伸 勲 |